

令和6年7月12日

〒540-8510

大阪府大阪市中央区城見1丁目3番50号

讀賣テレビ放送株式会社

代表取締役社長 松田 陽三 殿

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

有楽町電気ビルヂング南館15階

八重洲総合法律事務所

電話 03-5221-8881

FAX 03-5221-8882

松本人志氏代理人

弁護士 田代 政 弘

弁護士 栗原 正 晴

弁護士 桶谷 侑 平

抗議文

冠省

当職らは、松本人志氏（以下「松本氏」といいます。）の代理人として、貴局が令和6年7月11日に放送した「情報ライブ ミヤネ屋」において、当職らが受任している損害賠償等請求事件にかかる報道につき、不適切な偏向報道及び事実に反する内容の報道があったことを確認いたしました。

同日の報道内容のみならず、今日に至るまでの「情報ライブ ミヤネ屋」における報道内容が、松本氏の名誉権の侵害を助長する内容であることに疑いを差し挟む余地はなく、貴局に対し、強く抗議を申し入れます。

なお、令和6年7月11日の放送について言及すると、特に、コメンテーターとして出演しているおおたわ史絵氏は、手元の原稿を確認しつつ、「ありとあらゆる手を使って、とにかく『A子さん』に諦めさせようとしている」という図式だけは、はっきり私にもわかっている感じ

ですかね。」と前記事において松本氏と係争中の株式会社文藝春秋に肩入れした発言をしていますが、おおたわ史絵氏は、株式会社文藝春秋が発行、配信する多数の媒体に掲載されている記事等の執筆者であり、このように、株式会社文藝春秋と明確な利害関係のある者をコメンテーターとして起用し、本件についてのコメントを促すこと自体、公平性を欠いた編成であると断ずるほかございません。

また、「大手出版社に在籍する女性週刊誌の元編集長」とX氏とのやり取りにつき、西山耕平氏が、「そうか、録音があるんですね。今だったらね。」と発言した後、澤口実歩氏が、「それ、あくまでも記事に依りますと。」と発言し、西山耕平氏が、「依るとということですよ。」と発言しました。こうした一連のやり取りを受けた一般視聴者は、当該元編集長とX氏とのやり取りについて録音が存在する旨が記事に掲載されているものと誤解しかねず、実際に当職らに対して、当該元編集長とX氏との一連のやり取りの録音が存在するのであれば、X氏に対する金銭の支払いの提案があったことは否定できないのではないかと問い合わせが寄せられております。

しかしながら、こうした一連のやりとりの録音が存在する旨は、「週刊文春」7月18日号において一切掲載されておらず、一般視聴者に誤解を与えかねない報道内容については、番組内で速やかに訂正していただくよう、申し入れを行います。

令和6年7月11日の放送内容のみならず、これまでの放送内容を踏まえ、当職らは、松本氏を代理し、放送倫理・番組向上機構（放送人権委員会）に対し、放送による人権侵害を申し立てる準備を進めておりますので、今後、偏向報道と受け取られる可能性のある内容や事実と反する内容を一切、報道することがないよう、適切に対処されたく申し入れます。

草々